

八千代市で出生届・出生連絡票を提出された方へ ～妊婦支援給付金(2回目)のご案内～



お子様のご誕生おめでとうございます。

市では、胎児の数の届出をした産婦を対象に、妊婦支援給付金(2回目)を支給します。
給付金を受け取るまでの手続きについて、ご案内します。

① 出生連絡票の電話番号に母子保健課から連絡し面談を調整します

- 生後2か月～3か月頃の面談（母子保健推進員の訪問・全員が対象）となります。
早期に支給を希望される方は、別途面談を受けていただき、支給することも可能です。
下記(母子保健課)に電話、または「やちよ子育てナビ」のアプリでご予約ください。
- 面談の対象者は、産婦となります。（ご家族の方の同席も可）
- 面談時の持ち物：母子健康手帳・産婦名義の振込口座を確認できるもの
（通帳・銀行アプリ画面等）
- 面談では、こどもや産婦の健康状態、子育ての様子を伺い、出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続き、利用できる支援サービスなどを一緒に確認します。

② ①の面談終了後に妊婦支援給付金(2回目)の申請についてご案内します

③ 案内に基づいて申請してください（電子申請）

- 申請者は産婦で給付金の振込口座は申請者（産婦）名義に限ります
 - 申請の際は、振込口座を確認できるデータを添付してください。
- ※電子申請ではなく、申請書（紙）で申請することもできます。

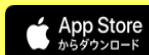
④ 申請後、1～2か月で指定口座に振り込みます

- 支給日は、書面でお知らせします

※流産・死産等を経験した方、お子さまをなくされた方も申請できます。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。 → → →



やちよ子育てナビ



登録は無料

面談予約ができるよ！



八千代市子ども部母子保健課

住所：八千代市ゆりのき台2-10（保健センター内）

電話：047-486-7250 047-411-5854（給付金専用）

FAX：047-482-9513

令和7年3月作成